

平成 2 9 年 第 7 回 臨 時 会

津 別 町 議 会 会 議 録

平成 29 年第 7 回 津別町議会臨時会会議録

招集通知 平成 29 年 11 月 21 日

場 所 津別町議会議事堂

開会日時 平成 29 年 11 月 27 日 午前 10 時 00 分

閉会日時 平成 29 年 11 月 27 日 午前 11 時 00 分

議 長 鹿 中 順 一

副 議 長 佐 藤 久 哉

議員の応召、出席状況

議席 番号	氏 名	応 召 不応召	出席 状況	議席 番号	氏 名	応 召 不応召	出席 状況
1	篠 原 眞 稚 子	○	○	6	渡 邊 直 樹	○	○
2	小 林 教 行	○	○	7	山 内 彬	○	○
3	村 田 政 義	○	○	8	巴 光 政	○	○
4	乃 村 吉 春	○	○	9	佐 藤 久 哉	○	○
5	高 橋 剛	○	○	10	鹿 中 順 一	○	○

地方自治法第 121 条第 1 項の規定により説明のため出席した者の職氏名

(イ) 執行機関の長等

職 名	氏 名	出 欠	職 名	氏 名	出 欠
町 長	佐藤 多一	○	監 査 委 員	藤村 勝	○
教 育 長	宮管 玲	○	選挙管理委員会委員長		
農業委員会委員長					

(ロ) 委任または嘱託

職 名	氏 名	出 欠	職 名	氏 名	出 欠
副 町 長	竹俣 信行	○	生涯学習課長	藤原 勝美	○
総 務 課 長	齊藤 昭一	○	生涯学習課主幹	石川 波江	○
総 務 課 主 幹	小泉 政敏	○	学校給食センター主幹	阿部 勝弘	○
住民企画課長	伊藤 泰広	○	農業委員会事務局長	横山 智	○
住民企画課参事	森井 研児	○	選挙管理委員会局長	齊藤 昭一	○
住民企画課主幹	篠原 裕佳	○	選挙管理委員会次長	小泉 政敏	○
住民企画課主幹	松木 幸次	○	監査委員会事務局長	松橋 正樹	○
保健福祉課長	川口 昌志	○			
保健福祉課主幹	小野 淳子	○			
産業振興課長	横山 智	○			
産業振興課参事	小野 敏明	○			
産業振興課主幹	安瀬 雅祥	○			
産業振興課主幹	近野 幸彦	○			
建設課長	石川 篤	○			
建設課参事	竹内 秀行	○			
会計管理者	五十嵐 正美	○			
総務課庶務担当主査	菅原文人	○			

会議の事務に従事した者の職氏名

職 名	氏 名	出 欠	職 名	氏 名	出 欠
事 務 局 長	松橋 正樹	○	事務局臨時職員	安瀬 貴子	○
事 務 局 主 査	山田 志津子	○			

会 議 に 付 し た 事 件

日程	区分	番号	件 名	顛 末
1			会議録署名議員の指名	7番 山内 彬 8番 巴 光政
2			会期の決定	11月27日 1日間
3			諸般の報告	
4			行政報告	
5	認定	1	平成28年度津別町一般会計決算の認定について（委員会報告）	
6	〃	2	平成28年度津別町国民健康保険事業特別会計決算の認定について（委員会報告）	
7	〃	3	平成28年度津別町後期高齢者医療事業特別会計決算の認定について（委員会報告）	
8	〃	4	平成28年度津別町介護保険事業特別会計決算の認定について（委員会報告）	
9	〃	5	平成28年度津別町下水道事業特別会計決算の認定について（委員会報告）	
10	〃	6	平成28年度津別町簡易水道事業特別会計決算の認定について（委員会報告）	
11	〃	7	平成28年度津別町上水道事業会計決算の認定について（委員会報告）	
12	承認	7	専決処分の承認を求めることについて（平成29年度津別町一般会計補正予算（第6号）について）	

日程	区分	番号	件名	顛末
13	議案	57	議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
14	〃	58	津別町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
15	〃	59	津別町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
16	〃	60	丸玉産業森づくり基金条例の一部を改正する条例の制定について	
17	〃	61	平成 29 年度津別町一般会計補正予算（第 7 号）について	
18	〃	62	平成 29 年度津別町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）について	
19	〃	63	平成 29 年度津別町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）について	
20	〃	64	平成 29 年度津別町下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）について	
21	〃	65	平成 29 年度津別町簡易水道事業特別会計補正予算（第 3 号）について	

(午前 10 時 00 分)

◎開会の宣告

- 議長（鹿中順一君） おはようございます。
ただいまの出席議員は全員であります。
ただいまから平成 29 年第 7 回津別町議会臨時会を開会します。

◎開議の宣告

- 議長（鹿中順一君） これから本日の会議を開きます。
本日の会議に付する議案は、お手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

- 議長（鹿中順一君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第 125 条の規定により、議長において
7 番 山 内 彬 君 8 番 巴 光 政 君
の両名を指名します。

◎会期の決定

- 議長（鹿中順一君） 日程第 2、会期の決定を議題とします。
お諮りします。本臨時会の会期は、本日 1 日間にしたいと思います。
これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（鹿中順一君） 異議なしと認めます。
したがって、本臨時会の会期は本日 1 日間に決定しました。

◎諸般の報告

- 議長（鹿中順一君） 日程第 3、諸般の報告を行います。
事務局長に報告させます。
○事務局長（松橋正樹君） 諸般の報告を申し上げます。

本日の議事日程については、お手元に配付してあります日程表のとおりであります。

本日の会議に説明のため出席する者の職、氏名は一覧表としてお手元に配付しているとおりでありますが、職務の都合により一部に異動がある場合がありますことをご了承願います。

前議会から本日までの議会の動向につきましては、お手元に配付のとおりであります。

以上でございます。

○議長（鹿中順一君） これで諸般の報告を終わります。

◎行政報告

○議長（鹿中順一君） 日程第4、行政報告を行います。

町長から行政報告に関して発言の申し出がありますので、これを許します。

町長。

○町長（佐藤多一君） [登壇] おはようございます。本日ここに第7回臨時会を招集いたしましたところ、議員各位には極めてご多忙のところご出席賜り、厚くお礼申し上げます。

ただいま発言のお許しをいただきましたので、第6回定例会後の行政報告を申し上げます。

はじめに、誠に残念な報告ではありますが、去る11月13日、船橋市・津別町青少年交流協会顧問 小石 税様のご逝去されました。故人は、永年、本町と船橋市との交流促進の中心的役割を果たされ、青少年の相互交流や交流協会の設立をはじめ、文化、スポーツ、経済など広い分野において献身的なご支援をいただいていたところ。生前中の数々のご功績に対し、衷心より敬意と感謝を申し上げますとともに、安らかなご冥福をお祈り申し上げます次第であります。

次に、寄附についてであります。11月20日、北見市在住の川村豊修様より、株式会社カワムラ創立30周年を記念し、自然運動公園整備に役立ててほしいと、100万円のご寄附をいただいたところ。ご厚志に深く感謝申し上げますとともに、ご趣旨に沿って有益に使用させていただく所存であります。

次に、岐阜県立森林文化アカデミー校の視察についてであります。9月29日、林業大学校誘致期成会加賀谷副会長とともに視察を行いました。学校の視察を前に地元武藤鉄弘美濃市長を訪問し、アカデミー校と平成24年に連携協定を結んだ内容について伺ったところです。

アカデミー校では、副学長から岐阜県の全面的なバックアップにより施設が充実し、明確な人材育成の理念のもと、自立できる林業・林産業の担い手を輩出していることなどを伺い、北海道はドイツ型の林業を手本にすべきとのアドバイスもいただいたところです。

現在、道立林業大学校の誘致活動を進めておりますが、多様な林業・林産業の担い手を育成するためには、多様なフィールドが必要であることを実感し、オホーツク地域には、それらのフィールドが整っており、18市町村の地域特性は、学生の活躍の場の選択肢が広がるものと考えているところです。今後とも、オールオホーツクによる誘致活動が行えるよう協議を進めてまいります。

次に、第3回全国木のまちサミットへの参加についてであります。9月30日、10月1日の両日、高知県中土佐町において開催された「第3回全国木のまちサミット」に参加しました。

本サミットは、木材利用に取り組む全国の市町村等関係者が一堂に会し、地域材促進のための課題とその解決方策等を論議し、都市部を含む全国において、木材利用の促進と国産材自給率の向上を加速化する足掛かりにしようとするものです。今回のサミットは、消費者に近い目線で木材利用に取り組んでいる方々からの講演を受け、今後とも木材の魅力を広げていく考えを共有したところです。

「第4回全国木のまちサミット」は、北海道命名150年事業である「北海道みらい事業」として、本町において平成30年10月11日、12日の両日開催することとしており、木材利用の促進を津別町の「川上から川下までの木づかい」を通じて、全国に発信する場となるよう準備を進めてまいります。

次に、阿寒摩周国立公園名称変更記念式典についてであります。10月3日、弟子屈町において、関係11市町による広域観光協議会が主催し、8月8日に「摩周」を加えて改称した阿寒摩周国立公園名称変更記念式典が、関係者約400人が出席する中、

盛大に開催されました。

シンポジウムでは、東京都市大学の涌井史郎特別教授が基調講演を行い、その後、「これからの阿寒摩周国立公園を考える～環境保全と経済発展の両立を目指して～」をテーマに、パネルディスカッションが行われました。今回の名称変更を機に、関係市町との広域連携を強め、国立公園と周辺エリアに新たな魅力を創出して国内外に発信し、観光客の増加による地域経済と雇用の再生が計られるように進めてまいります。

次に、津別病院名誉院長 近藤益夫市の離町についてであります。近藤益夫氏は、昭和44年に津別病院に赴任されて以来、永く本町の地域医療に携わり、津別病院の機能充実のため、先端医療機器の導入や医師確保にご尽力されてきました。また、町の保健・衛生、福祉分野にも積極的にかかわっていただき、学校医や数多くの公職を歴任され、町民からも厚い信頼を受ける先生でありました。

このたび、9月末をもって津別病院名誉院長を退任され、10月4日、丸玉木材本社、病院関係者など多くの方々の見送りを受け離町されたところです。これまで、本町の地域医療を支えてこられたご功績に対し、改めて深く感謝を申し上げますとともに、今後とも健康に留意されご活躍されることを願うものであります。

次に、第20回津別ウッドクラフト展についてであります。今年度を最後とし、「20年間ありがとう！」と題したテーマのもと、過去2番目に多い47人、63点の作品が集まる中、10月6日に審査会を行いました。

ウッドクラフト展は、木材工芸館と隣接する木工体験工房の利用促進と活性化を目的に、平成10年から愛林のまちを象徴するイベントとして始まり、幅広い年齢層の木工ファンに愛されてきたところですが、回を重ねるたびに出品数と新規参加者が減少してきたことから、20年を区切りに終了することとしました。これまでご支援とご協力をいただきました関係各位に対し、深くお礼を申し上げますとともに今後におきましては、木育や森林に親しむ場を充実させながら「木のまちつべつ」をPRしてまいります。

次に、堆肥製造施設の火災についてであります。10月10日、午前5時頃、堆肥製造施設の堆肥舎内部から出火し、屋根の一部が焼損しました。出火原因については、堆肥舎内に堆積保管していたバーク原料からの自然発火によるものとされたところで

す。

このため、バーク原料の適正管理を行うよう、指定管理者である津別町農業協同組合に再発防止に向けた対策を指示したところであります。焼損しました屋根の修繕につきましては、指定管理者の負担により今月下旬に完了する予定となっております。

町民の皆さんの財産である公共施設の管理には、細心の注意が必要であるにも関わらず、こうした火災を発生させてしまいましたことに、深くおわびを申し上げる次第です。

次に、第 28 回東京つべつ会総会の開催についてであります。10 月 22 日、会員ほか関係者 57 名が出席し、東京都主婦会館エフプラザで開催されました。津別町からは鹿中議長、佐藤副議長、加賀谷林業協同組合理事長、石橋商工会会長も出席され、盛会のうちに心温まる総会となりました。

また、長い間役員を務められている佐藤相談役ほか 4 名の方々に対し、感謝状が贈呈されましたが、現役員の皆さま、会員の皆さまには、ふるさと津別の応援団としてさらなるご支援、ご協力をお願いしたところです。

次に、降雪による森林被害についてであります。10 月 23 日、超大型で強い勢力の台風 21 号とサハリン方面からの低気圧からのびる前線が北海道附近を通過し、重たく湿った雪となりました。雪は、山間部で 20～30 センチ降り積もり、落葉前のカラマツ 1～3 齢休の幼木を中心に倒伏、幹曲り、幹折れなど、小班単位で 20～80%に及ぶ大きな被害が発生しました。現時点では、一般民有林の被害面積は 384.77 ヘクタール、町有林の被害面積は 122.93 ヘクタールで、合計 507.7 ヘクタールとなっております。

被害は全町的に発生しており、正確な被害面積と被害状況は、現在北見広域森林組合と町が連携して調査を行っているところです。復旧対応については、関係機関と協議中であり、「北海道水産林務部森林整備課長が別に定める気象被害」の指定が受けられるよう取り進めているところですが、一般民有林については、所有者の意向確認が必要であることから、時間を要するものと想定しています。

また、雪害により弱った林木に病虫害の大量発生が危惧されることから、早期の対応が望ましいと林業試験場からのアドバイスを受けており、過去に例のない被害が広域的に及んでいるため、関係機関と連携し対策を進めてまいります。

次に、津別町有林オフセット・クレジット（J－VER）購入者への感謝状の贈呈についてであります。平成28年度オフセット・クレジット（J－VER）を購入された7つの企業と団体に対し、町有林の森林づくりに貢献していただいたことに感謝の意を表し、地域材でつくった木製の感謝状を贈呈しました。10月24日の贈呈式には、道内4つの企業と団体が出席し、また、道外のソニー関連の2社に対しましては、東京つべつ会の出席の折に会社を訪問し直接贈呈したところです。

今後とも、引き続き町有林の適正管理に努めますとともに、二酸化炭素排出量の削減が難しい企業や団体に対し、本制度によるクレジット販売の促進に努めてまいります。

次に、北海道地域防災マスター認定研修会の開催についてであります。11月9日、中央公民館において、津別町から25名、北見市、網走市、湧別町、雄武町から10名が参加し開催されました。

この研修会は、地域の防災リーダーの育成を目的に、北海道が各地で行っているもので、本年度、オホーツク総合振興局内では津別町を会場として開催されました。

研修会では、防災に対する心構え、気象や応急救護に関する知識などの研修のほか、避難所運営のシミュレーションを行う避難所運営ゲームが行われました。特に、このゲームでは、乳幼児、高齢者、障がい者、傷病者などさまざまな避難者の受け入れ場所や、限られた備蓄品の利用方法を考えるもので、参加者は運営の難しさを実感しながらも解決方法を学んだところです。

今後、研修課の修了者には、それぞれの地域で防災活動、防災訓練などのリーダーとして活躍していただくことを期待するものです。

次に、津別町老人クラブ連合会創立45周年記念祝賀会の開催についてであります。11月16日、中央公民館に多くの出席者が集い開催されました。昭和47年に連合会が設立され、現在13単位クラブ434名の会員により、「健康づくり・仲間づくり・生きがいがづくり」を目的に地域福祉活動が行われています。創立45周年記念誌の表紙に「歴史を紡ぐ」と書かれているとおり、今後とも連合会のさらなる発展を願うものであります。

次に、平成29年度自由民主党移動政調会についてであります。11月18日、北見

農協会館において、自由民主党北海道 12 区選挙区支部による移動政調会が行われ、津別町議会議長、津別町農業協同組合代表理事組合長とともに出席し、本町における国及び道に対する懸案事項を要望書にまとめ伝えたところです。

要望内容につきましては、「国道 240 号の整備促進について」「道道相生停車場線の整備促進について」「道道屈斜路津別線の整備促進について」「水道施設更新に係る補助率の拡充について」「国道 240 号の除排雪の拡充について」「道道の除排雪の拡充について」「過疎地域における民間病院の地方交付税における財政支援について」「林業大学校など人材育成機関のオホーツク地域への設立について」「農地崩落対策の早急な実施について」の 9 項目であります。

これら要望に対する回答は、それぞれ道をはじめ関係省庁と連携をはかり、改善に向け知恵を出していくというものであり、特に民間病院に対する財政支援については、企業病院である津別病院が、地域医療に貢献している全国的にも例のない状況を踏まえ、公的な扱いにつなげられるか検討したいとの回答があったところです。

今後におきましても、関係機関と連携を図りながら懸案事項の改善に取り組んでまいります。

次に、北海道地域住宅協議会表彰（2017 北の地域住宅賞）についてであります、11 月 16 日、北見市において、平成 28 年度に建設した西町団地が、最高賞である「北海道知事賞」を受賞しました。これは、暖房設備に地域資源の木質ペレットを燃料とした集中暖房方式を採用し、エネルギーの地域内循環を図ったことが評価されたものであり、一昨年の旭町団地の「北海道地域住宅賞」をしのぐものとなりました。

なお、今議会におきまして、条例改正案、一般会計・特別会計補正予算案等の議案を提出いたしますので、慎重にご審議の上、原案にご協賛賜りますようお願い申し上げます。よろしくお願いたします。

○議長（鹿中順一君） ただいまの行政報告に対し、質疑を受けます。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 以上で、行政報告を終わります。

◎認定第 1 号～第 7 号

○議長（鹿中順一君） 日程第5、認定第1号 平成28年度津別町一般会計決算の認定についてから、日程第11、認定第7号 平成28年度津別町上水道事業会計決算の認定についてまでの7件を、審議の都合上一括議題にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 異議なしと認めます。

したがって、日程第5、認定第1号 平成28年度津別町一般会計決算の認定についてから、日程第11、認定第7号 平成28年度津別町上水道事業会計決算の認定についてまでの7件を一括議題とします。

本件については、去る9月25日、第6回津別町議会定例会において、決算審査特別委員会を設置し、同委員会に付託の上、閉会中の継続審査とされましたが、同委員会から審査報告書が提出されましたので、本臨時会に付議するものであります。

本件7件について、決算審査特別委員会委員長の報告を求めます。

乃村委員長、登壇願います。

○4番（乃村吉春君）〔登壇〕 決算審査特別委員会の委員長報告を行います。

ただいま、議長から指名がありましたので、決算審査特別委員会の審査経過について、ご報告いたします。

平成28年度津別町一般会計ほか5特別会計、1企業会計決算の認定については、平成29年9月25日、第6回津別町議会定例会において、本件審査のため、議長及び議会選出の監査委員を除く全議員による決算審査特別委員会が設置され、津別町一般会計、津別町国民健康保険事業特別会計、津別町後期高齢者医療事業特別会計、津別町介護保険事業特別会計、津別町下水道事業特別会計、津別町簡易水道事業特別会計、津別町上水道事業会計、以上の7件の決算審査について当委員会に付託され、閉会中の継続審査とされたものであります。

同日、第1回決算審査特別委員会が開催され、この委員会におきまして、私が委員長に、副委員長には巴光政委員が選出された次第であります。

第2回決算審査特別委員会を10月27日に招集し、議場において特別委員のほか、議長、監査委員、理事者、関係職員の出席のもとで開催され、一般会計の歳出につい

ては、数款ごとに審査を行い、歳入については一括審査を行い、その他附属資料については、事項別明細書と合わせ同時に審査を行いました。

また、各特別会計等については、歳入・歳出一括審査を行い、その結果、当委員会に付託されました一般会計並びに各特別会計等について、慎重審査の結果、原案のとおり「認定」することに決定した次第であります。

なお、審査にあたって少数意見の留保はなかったことを申し添えます。

以上のとおり、認定第1号から認定第7号までの各会計決算審査経過を申し上げ、決算審査特別委員会の報告といたします。

○議長（鹿中順一君） それでは、委員長報告に対する質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

お諮りします。討論は省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 異議なしと認めます。

したがって、討論は省略することに決定しました。

これから、平成28年度津別町一般会計及び特別会計等の決算認定について採決します。

この決算に対する委員長の報告は、認定とするものであります。

はじめに、認定第1号を採決します。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 異議なしと認めます。

次に、認定第2号を採決します。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 異議なしと認めます。

次に、認定第3号を採決します。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(鹿中順一君) 異議なしと認めます。

次に、認定第4号を採決します。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(鹿中順一君) 異議なしと認めます。

次に、認定第5号を採決します。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(鹿中順一君) 異議なしと認めます。

次に、認定第6号を採決します。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(鹿中順一君) 異議なしと認めます。

次に、認定第7号を採決します。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(鹿中順一君) 異議なしと認めます。

したがって、日程第5、認定第1号 平成28年度津別町一般会計決算の認定についてから、日程第11、認定第7号 平成28年度津別町上水道事業会計決算の認定についてまでの7件については、認定することに決定しました。

◎承認第7号

○議長(鹿中順一君) 日程第12、承認第7号 専決処分の承認を求めることについて(平成29年度津別町一般会計補正予算(第6号)について)を議題とします。

内容の説明を求めます。

松木住民企画課主幹。

○住民企画課主幹(松木幸次君) ただいま上程となりました承認第7号 専決処分

の承認を求めることについて（平成 29 年度津別町一般会計補正予算（第 6 号）について）説明いたします。

専決の理由につきましては、次のページの専決処分第 7 号に記載のとおり、衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に係る経費について、特に緊急を要するため、9 月 28 日付で専決処分をさせていただきました。

補正予算の条文をご覧ください。第 1 条につきましては、第 1 項で歳入歳出予算にそれぞれ 605 万 4,000 円を追加し、予算の総額を 55 億 6,872 万 4,000 円とするものであります。

第 2 項につきましては、後ほど説明いたします。

資料の事項別明細書について歳出より説明いたしますので 5 ページから 6 ページをお開きください。

款 2 総務費、項 5 選挙費、目 1 選挙管理委員会費の選挙管理委員会経費は、衆議院議員選挙に関する選挙管理委員会開催に伴う報酬、費用弁償で 10 万 2,000 円の追加です。目 2 衆議院議員選挙費の衆議院議員選挙経費は、投票管理者等の報酬をはじめ、選挙に係る経費について 8 ページまで、それぞれ科目において予算計上したところで、合計で 595 万 2,000 円の追加です。

次に、歳入の説明をいたしますので 3 ページから 4 ページをお開きください。款 13 国庫支出金、項 3 国庫委託金、目 1 総務費国庫委託金は、衆議院議員選挙費として 564 万 4,000 円の追加です。

款 18 繰越金は、選挙管理委員会開催に係る経費と選挙経費で、備品購入の一部については、国庫委託金に算定されないことから、一般財源として前年度繰越金で 41 万円の追加です。

補正予算の条文にお戻りください。第 1 条第 2 項につきましては、ただいま説明した内容を第 1 表のとおり款項区分ごとに整理し、第 1 項の補正額及び予算総額とするものであります。

以上、内容の説明といたしますので、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

(「なし」の声あり)

○議長(鹿中順一君) 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鹿中順一君) 討論なしと認めます。

承認第7号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(鹿中順一君) 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり承認することに決定しました。

◎議案第57号

○議長(鹿中順一君) 日程第13、議案第57号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、及び日程第14、議案第58号 津別町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを会議規則第37条の規定により、一括議題にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(鹿中順一君) 異議なしと認めます。

したがって、日程第13、議案第57号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、及び日程第14、議案第58号 津別町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを一括議題とすることに決定しました。

議案第57号から順次内容の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長(齊藤昭一君) ただいま上程となりました議案第57号 議会の議員の議

員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 58 号 津別町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを一括してご説明申し上げます。

このたびの条例改正につきましては、平成 29 年 8 月 8 日の人事院勧告及び平成 29 年 11 月 1 日に開催の津別町特別職報酬等審議会の答申に基づき、一般職の勤勉手当と同様に議員及び特別職の期末手当の支給率を年間 0.1 カ月引き上げる改正を行うものであります。

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例と津別町特別職の職員の給与に関する条例の一部改正の内容につきましては同様でありますので、改正内容の説明は説明資料 1 ページの議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の新旧対照表をもってご説明させていただきます。

期末手当に関する条例改正として、第 6 条第 2 項文中、6 月支給分の改正前「100 分の 207.5」に 100 分の 5 を上乗せし、「100 分の 212.5」に、12 月支給分の改正前「100 分の 222.5」に 100 分の 5 を上乗せし、「100 分の 227.5」に改正するものでございます。

次に、附則に第 7 項、平成 29 年 12 月に支給する期末手当に関する特別措置を加え、平成 29 年 12 月に支給する期末手当に限り、第 6 条第 2 項に規定する割合の適用については、同項中「100 分の 227.5」にとあるのは、100 分の 5 を上乗せし、「100 分の 232.5」とするものであります。

議案の本分にお戻り願います。本文につきましては、ただいまご説明の内容を条文化したものでございます。附則の施行期日についてであります。本条例は公布の日から施行するものであります。

なお、このたびの改正に伴う平成 29 年度の所要額につきましては、議員分で 20 万 1,200 円、特別職分で 18 万 4,500 円、合計で 38 万 5,700 円の増となり、予算措置につきましては、後ほど議案第 61 号にて補正予算をご提案させていただきます。

以上、議案第 57 号、第 58 号の提案内容のご説明を申し上げましたので、地方自治法第 96 条第 1 項の規定により、議会の議決を求めるものでありますので、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

(「なし」の声あり)

○議長(鹿中順一君) 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鹿中順一君) 討論なしと認めます。

はじめに、議案第57号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(鹿中順一君) 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第58号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(鹿中順一君) 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第59号

○議長(鹿中順一君) 日程第15、議案第59号 津別町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長(齊藤昭一君) ただいま上程となりました議案第59号 津別町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてをご説明申し上げます。

最初に条例改正の基本的な考え方がありますが、国家公務員の給与改定につきましては、平成29年8月8日の人事院勧告の後、11月17日に閣議決定が行われているも

のでございます。本町職員の給与につきましては、これまでの間、基本的にこの人事院勧告及び国家公務員の給与改正に準じて対応してきていることから、同様の対応を図るための条例改正を行うものであります。

それでは、説明資料により内容のご説明を行いますので、3ページをご覧ください。

1の改正理由につきましては、平成29年度人事院勧告に伴う改正を行うものであります。

2の改正内容の給料表の改正においては、平均0.2%の引き上げを行うものであります。勤勉手当の率の改正においては、0.1カ月分引き上げるものであります。平成29年度においては、12月支給分にて一括0.1カ月分割増しして支給し、平成30年度以降は、6月、12月支給分に、それぞれ0.05カ月分引き上げを行う内容であります。

それでは、改正の内容につきまして引き続き説明資料3ページの下段の新旧対照表に基づき、ポイントを絞ってご説明させていただきます。まず、第1条関係につきましては、勤勉手当に関する条例改正として、第21条第2項第1号の再任用以外の職員については、現行の「100分の85」に、100分の5を上乗せし、「100分の90」とし、第2号の再任用職員においては、現行の「100分の40」に、100分の2.5を上乗せし、「100分の42.5」とするものであります。

次に、附則第20号として、平成29年12月に支給する勤勉手当に関する特別措置を加え、平成29年12月に支給する勤勉手当に限り、第21条第2項第1号中に規定する割合の適用については、同号中「100分の90」とあるのは、100分の5を上乗せし、「100分の95」とし、同行第2号中に規定する割合の適用については、同号中「100分の42.5」とあるのは、100分の2.5を上乗せし、「100分の45」とするものであります。

次に、別表第1、第4条関係の給与表の改正についてであります。4ページの下段以降、9ページまでの給料表の新旧対照表をご覧ください。すべての級号において改正される内容となっており、平均改定率は0.2%で、民間の初任給との間に差があることを踏まえ、大卒者及び高卒者の採用職員の初任給を1,000円引き上げ、さらに若年層についても同程度の改定となっております。その他については、それぞれ400円の引き上げを基本に改定する内容となっております。

議案の本分にお戻り願います。本文につきましては、ただいまご説明の内容を条文

化したものでございます。

附則の施行期日等についてであります。第1項、この条例は公布の日から施行し、この条例による改正後の別表第1の規定は、平成29年4月1日からの適用となることを規定しております。

第2項においては、改正前の条例の規定に基づいて、この条例の施行の日の前日までに職員に支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払いとみなす規定であります。

なお、このたびの改正に伴う全職員にかかる平成29年度の所要額につきましては、給料分で61万2,000円、手当分で396万9,290円、合計で458万1,290円の増となり、予算措置につきましては、後ほど各会計補正予算にてご提案させていただきます。

以上、議案第59号の提案内容のご説明を申し上げましたので、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでありますので、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第59号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第60号

○議長（鹿中順一君） 日程第 16、議案第 60 号 丸玉産業森づくり基金条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

産業振興課参事。

○産業振興課参事（小野敏明君） ただいま上程となりました議案第 60 号 丸玉産業森づくり基金条例の一部を改正する条例の制定について、内容のご説明を申し上げます。

この条例は、平成 20 年度から津別地区の森林資源造成のためお役立ていただきたいと丸玉産業株式会社さまからの多額のご寄附を適正に運用するため制定されたものです。

条例の改正理由につきましては、平成 29 年 10 月 1 日、丸玉産業株式会社さまが丸玉木材株式会社さまに社名を変更されたことによるものであります。

議案をご覧ください。条例中、題名第 1 条、第 2 条の会社名を変更するものであります。附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものとしております。

以上、ご説明申し上げましたので原案にご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 60 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 61 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 17、議案第 61 号 平成 29 年度津別町一般会計補正予算（第 7 号）についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

松木住民企画課主幹。

○住民企画課主幹（松木幸次君） ただいま上程となりました議案第 61 号 平成 29 年度津別町一般会計補正予算（第 7 号）につきまして説明いたします。

今回の補正につきましては、議会議員の報酬及び特別職並びに一般職の給与等について議案第 57 号から 59 号において、条例改正いただきました内容の人件費関係の補正と中学校施設管理経費における修繕料の追加補正となっております。

補正予算の条文をご覧ください。第 1 条につきましては、第 1 項で歳入歳出予算にそれぞれ 808 万 7,000 円を追加し、補正後の予算総額を 55 億 7,681 万 1,000 円とするものであります。第 2 項につきましては、後ほど説明させていただきます。

資料の事項別明細書について歳出より説明いたしますので、5 ページから 6 ページをお開きください。まず、全体にかかわるものとして、職員人件費全体の説明をさせていただきます。条例改正に伴う職員の人件費の補正につきましては、一般会計では特別職と一般職を合わせまして、給料で 54 万 1,000 円の増額、職員手当等で 407 万 3,000 円の増額、共済費で 34 万円の減額、負担金で 13 万 7,000 円の増額で、合計で 441 万 1,000 円の増額となります。特別会計を含めた全会計の合計では 531 万 9,000 円の増額となります。各費目ごとの人件費、給与費の増減及び特別会計への人件費に係る繰出金の説明は省略させていただきますので、ご了承願います。

それでは、事項別明細書の歳出 5 ページからになりますが、款 1 議会費、項 1 議会費、目 1 議会費の議員報酬等については、条例改正により議員期末手当で 20 万 2,000 円の追加です。ちょっと飛びまして、29 ページから 30 ページをお開きください。中段になりますけれども、款 10 教育費の項 3 中学校費、目 1 学校管理費の中学校施設管理経費は、修繕料の施設営繕器具等で、286 万 3,000 円の追加です。これは、津別中学校

のストーブの取り替え修繕で、津別中学校の暖房につきましては、職員室、各教室、廊下にFFストーブが設置され、全65台が設置されているものでありますが、すべて学校建設時の平成8年に購入したもので、不調が多くなり故障時には部品交換等を行いつつ使用してきたところではありますが、不具合が頻発し、部品調達も困難となつてきていることから、まず早急に職員室と教室のストーブ11台を取り替えるものであります。なお、他のストーブにつきましても、次年度以降、計画的に更新を予定するものであります。

次に、歳入の説明をいたしますので3ページから4ページをお開きください。今回の歳入につきましては、すべて款18繰越金の前年度繰越金で808万7,000円の追加です。

補正予算の条文にお戻りください。第1条第2項につきましては、ただいま説明した内容を第1表のとおり、款項区分ごとに整理し、第1項の補正額及び予算総額とするものであります。

以上、内容について説明いたしましたので、原案にご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第61号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 62 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 18、議案第 62 号 平成 29 年度津別町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（川口昌志君） ただいま上程となりました議案第 62 号 平成 29 年度津別町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）について内容のご説明を申し上げます。

補正の理由につきましては、歳出では職員の給与改定に伴う人件費の補正であり、歳入ではこれに伴う一般会計繰入金の追加を内容とする補正でございます。

第 1 条といたしまして歳入歳出予算の総額に 41 万 6,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を 9 億 8,967 万円とするものであります。

それでは、歳出のほうからご説明申し上げます。5 ページ、6 ページをご覧ください。款 1 総務費、項 1 総務管理費、目 1 一般管理費、給与費において、給料で 2 万 8,000 円、職員手当等で 13 万 3,000 円、共済費で 24 万 9,000 円、負担金で 6,000 円、給与費合計で 41 万 6,000 円を追加しようとするものであります。

続いて歳入となります。3 ページ、4 ページになります。款 8 繰入金、項 1 他会計繰入金、目 1 一般会計繰入金、その他一般会計繰入金で、歳出でご説明した内容により 41 万 6,000 円を追加しようとするものであります。

それでは、前の条文に戻っていただきまして、第 1 条第 1 項におきまして、それぞれの補正額を第 1 表で款項別に整理させていただいたものでございます。

以上、ご説明申し上げましたのでご承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鹿中順一君) 討論なしと認めます。

議案第62号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(鹿中順一君) 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第63号

○議長(鹿中順一君) 日程第19、議案第63号 平成29年度津別町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長(川口昌志君) ただいま上程となりました議案第63号 平成29年度津別町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)につきまして、内容のご説明を申し上げます。

補正の理由につきましては、歳出では職員給与費の改定に伴う介護保険事業特別会計における人件費の補正であり、歳入ではこれに伴う財源といたしまして、一般会計繰入金金の補正を行おうとするものでございます。

補正予算の条文第1条といたしまして、歳入歳出予算の総額に、16万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を5億5,498万4,000円とするものであります。

それでは、歳出からご説明申し上げます。5ページ、6ページをご覧ください。款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、給与費におきまして、職員給与の改定に伴い給料で1万7,000円、職員手当等で15万1,000円の追加、共済費は8,000円の減額、負担金では3,000円の追加となり、合わせまして給与費で16万3,000円を追加するものでございます。

続きまして、歳入となります。3ページ、4ページにお戻りください。ただいまの歳出補正に伴う歳入分といたしまして、款6繰入金、項1一般会計繰入金、目4その他一般会計繰入金で、事務費繰入金として16万3,000円を追加しようとするものでございます。

それでは、前の条文に戻っていただきまして、第1条第2項におきまして、それぞれの補正額を第1表で款項別に整理させていただいたものでございます。

以上、ご説明申し上げましたので、原案にご承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第63号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第64号

○議長（鹿中順一君） 日程第20、議案第64号 平成29年度津別町下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

建設課参事。

○建設課参事（竹内秀行君） ただいま上程となりました議案第64号 平成29年度

津別町下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

補正の理由としましては、給与条例改正に伴う給与費の追加でございます。第1条につきましては、歳入歳出それぞれ17万3,000円を追加し、予算の総額を4億8,431万7,000円とする補正をお願いするものです。

第2項の第1表につきましては、補正の額を款項区分で整理したものでございます。

3ページ、4ページにつきましては、歳入となります。款4繰入金については、一般会計繰入金として歳入の不足分17万3,000円の追加をお願いするものです。

5ページ、6ページにつきましては、歳出となります。款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費は、給与費において、17万3,000円の追加となります。

以上、ご説明申し上げましたのでご承認くださるようよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第64号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第65号

○議長（鹿中順一君） 日程第21、議案第65号 平成29年度津別町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

建設課参事。

○建設課参事（竹内秀行君） ただいま上程となりました議案第 65 号 平成 29 年度津別町簡易水道事業特別会計補正予算（第 3 号）についてご説明申し上げます。

補正の主な理由としましては、給与条例改正に伴う給与費の追加でございます。

第 1 条は総則です。

第 2 条につきましては、収益的収入及び支出の収入の部において、第 1 款水道事業収益を 14 万 1,000 円減額し、収益計を 1 億 9,021 万 4,000 円とし、支出の部において第 1 款水道事業費用に 15 万 6,000 円を追加し、費用計を 1 億 6,685 万 1,000 円とする補正をお願いするものです。

2 ページをお開き願います。収入については、他会計繰入金を 14 万 1,000 円減額するものです。記載はしておりませんが、異動に伴う児童手当分の繰入金について 22 万 6,000 円の減額精査がありましたので、簡易水道に係る給与改定追加分 8 万 5,000 円を相殺し、14 万 1,000 円の減額となっております。

支出については、総掛費の給与等において 15 万 6,000 円の追加となっております。

本文にお戻り願います。第 3 条につきましては、議会の議決を経なければ流用できない経費として、職員給与費 15 万 6,000 円の追加。

第 4 条につきましては、予算第 8 条に定めた他会計からの繰入金及び補助金について、職員給与費に充てるものを 14 万 1,000 円減額するものです。

1 ページの補正予算実施計画につきましては、ただいま申し上げましたものを款項目区分に整理したものでございます。

3 ページにつきましては、キャッシュ・フロー計算書となります。一番下①の資金期末残高については、2 億 8,317 万 5,000 円となります。

続いて 4 ページから 6 ページは、本年度予定貸借対照表となります。4 ページの下から 6 行目②現金預金は、2 億 8,317 万 5,000 円となります。6 ページ、下から 5 行目、③当年度純利益につきましては、2,336 万 3,000 円と見込むものでございます。

以上、ご説明申し上げましたので、ご承認のほどよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 65 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（鹿中順一君） これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成 29 年第 7 回津別町議会臨時会を閉会します。

ご苦労さまでした。

（午前 11 時 00 分）

上記会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

津別町議会議長

署名議員

署名議員